

## 災害救助法の適用に伴う特別措置について

このたびの災害により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、下記ご相談窓口にて、ご契約者様からのお問い合わせ、ご相談などを承っておりますのでご案内申し上げます。また、災害救助法適用地域のご契約者様を対象に、下記の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望のお客様は、下記ご相談窓口までお申し出ください。

### 記

#### ■ 令和6年能登半島地震に伴う災害にかかる災害救助法の適用に伴う特別措置について

##### 1.保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料の払込を猶予する期間を6ヶ月延長いたします。

##### 2.保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

なお、災害救助法の適用地域につきましては、以下の「内閣府 防災情報のページ【災害救助法の適用状況】」をご参照くださいますよう、お願い申し上げます。

- 内閣府 防災情報のページ【災害救助法の適用状況】

([http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html))

※ 保険商品の取扱いに関するお問い合わせ・お申し出は、下記ご相談窓口までご連絡願います。

以上

---

◆ご相談窓口 :LASHIC少額短期保険株式会社

03-6712-6436

受付時間 9:00~17:00 ※土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

※新型コロナウイルスの影響によるテレワーク等実施のため、

折り返しのご連絡になる場合がございます。

---